

令和7年度司書教諭等研修会

講義 I

「読みたい本がいつも子どものそばにある」

～第五次長崎県子ども読書推進計画の実現に向けて～

講義の内容

1 学校図書館とは

2 学校図書館の機能

3 長崎県における子どもの読書活動の現状

4 「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」

5 学校等における子ども読書活動の推進

1 学校図書館とは（学校図書館の目的）

資料を収集

（図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料）

資料の整理

資料の保存

児童生徒、
教員へ提供

資料の展示

資料の活用

【目的】 学校の教育課程の展開に寄与する
児童生徒の健全な教養を育成する

1 学校図書館とは（学習指導要領）

求められる学校図書館の利活用

学校図書館を**計画的に利用**し、その**機能の活用**を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた**授業改善に生かす**とともに、児童生徒の**自主的・自発的な学習活動**や**読書活動を充実**すること。



学校図書館を「計画的に利用」するために

「学校図書館全体計画」の策定を！

- 学校経営方針に基づいた、学校図書館を活用した計画的な教育活動の企画・実施。
- 授業で必要な資料、図書館の利用が必要な時期等を把握し、見通しをもった取組ができる。

<長崎県における計画策定率（令和6年度）>

小学校 100% (R5年度:100%)

中学校 92.1% (R5年度:89.3%)



計画を策定し、
見通しを持った取組を!

子どもの読書活動推進に関する法律(H13)

(基本理念) 第二条

子ども(おおむね十八歳以下のものをいう。以下同じ)の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、 すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。



(国) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

(県) 長崎県子ども読書活動推進計画

(市町) 市町子ども読書活動推進計画

司書教諭

学校図書館を活用した教育活動の企画等を行う

「経営的職務」

「教育指導的職務」

「学校図書館法」第5条（司書教諭）

学校図書館の**専門的職務を掌らせるため**、
司書教諭を置かなければならない。

（合計12学級以上の学校は必置） 平成9年学校図書館法改正



学校司書

日常の運営・管理、教育活動の支援等を行う

「技術的職務」

「奉仕的職務」

「学校図書館法第6条」(学校司書)

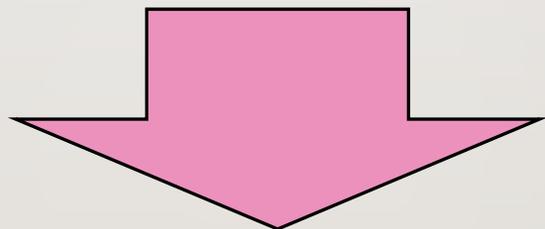
学校図書館の利用の一層の促進に資するため、
専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう
努めなければならない。平成26年度学校図書館法改正



(司書教諭の)
学校図書館を活用し
た教育活動の企画等



(学校司書の)
日常の運営・管理、
教育活動の支援等



★学校図書館の運営の改善及び向上★

開館時間の確保・授業での活用促進
「心の居場所」づくり・読書好きの子ども増加

2 学校図書館の機能



読書センター

- ・ 児童生徒が読書を楽しめる読書活動の拠点
- ・ 読書活動の推進及び読む力の育成

学習センター

- ・ 児童生徒の学習活動を支援
- ・ 授業づくりや教材準備に関する支援

情報センター

- ・ 児童生徒、教員の情報ニーズへの対応
- ・ 児童生徒の情報収集・選択・活用能力の育成

心の居場所

家庭・地域に
おける
読書活動の支援

これらの役割を果たすことで

- ★読書好きの子どもを増やし、
確かな学力、豊かな人間性を育む。
- ★探究的な学習活動等を行い、
子どもの情報活用能力を育む。
- ★授業で蔵書・新聞等を利用し、
思考力・判断力・表現力等を育む。



さらに…

★授業に役立つ豊富な資料を通じ、
教員の指導力が向上する。

★悩みを抱える子ども
「心の居場所」となる。

3 長崎県における子どもの読書活動の現状

1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学生	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	2.1
中学生	1.0	0.5	1.7	0.6	0.4	6.7
高校生	12.3	12.6	11.4	13.0	14.0	16.8

学校段階が上がるにつれ、読書をしない子どもが増える。

幼児がいる家庭で読み聞かせを行っている回数

ほぼ毎日	週3回以上	週1回	月1回	年数回	ほとんどしていない
31.6%	24.6%	23.3%	10.4%	3.6%	6.5%

【読み聞かせをしない理由】

- 時間がない..... 82.0%
- 幼稚園等で読み聞かせを行なっている... 13.8%
- 特に必要としない..... 3.2%
- 手元(家庭)に本がない..... 2.6%

↑
2割

読書の習慣は段階的に身につく

就学前

絵本や本を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示す。
様々な体験を通じて絵本や物語の世界を楽しむ。

小学生の時期

低：一人で本を読もうとする。
中：最後まで本を読みとおすことができるようになる。
高：本を選択し、良さを味わうようになる。

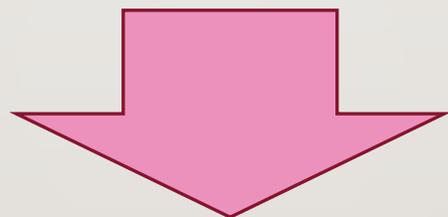
中学生の時期

多読の傾向が減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。
自己の将来に役立てるようになる。

高校生の時期

知的興味に応じ一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

乳幼児期、小、中学校、高校それぞれの
段階での読書習慣がその後の読書量に
関係している。



司書教諭、学校司書の学校図書館運営による
子どもの読書活動に果たす役割は大きい!

4 「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」

読みたい本がいつも子どものそばにある

読みたい本がいつも子どものそばにある



第五次

長崎県子ども読書活動推進計画

令和6年3月

 長崎県教育委員会

★重点課題★

- ① 人々の**つながり**を生かした読書活動の推進
- ② 子どもの**主体的**な読書活動の推進
- ③ **多様な子ども**の可能性を引き出す読書環境の整備

(令和6年度からの取組)

県の取組(一部)

子ども読書リーダー養成講座

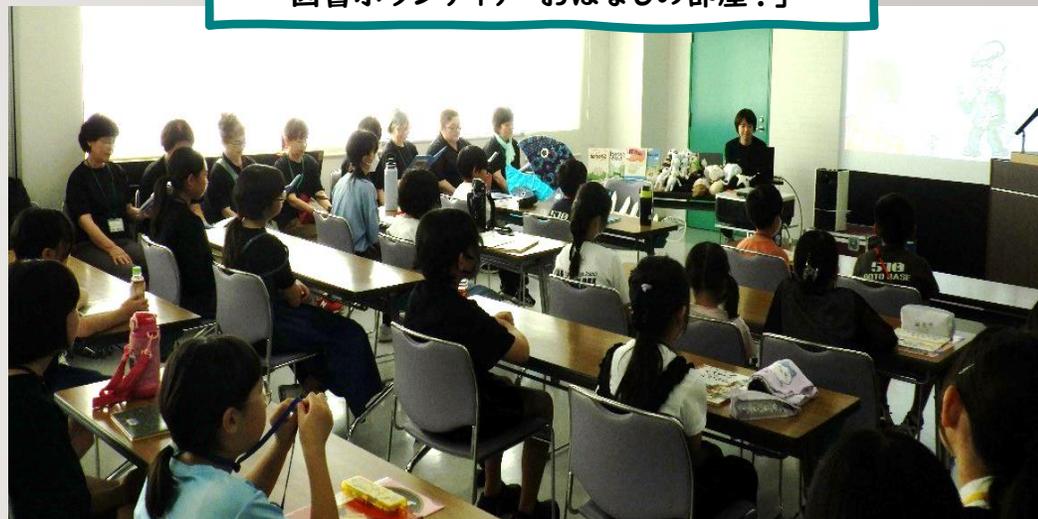
読み聞かせ発表会



ブックカバー貼りに挑戦!



おはなし会 ～図書ボランティア「おはなしの部屋?」～



😊 認定式 😊



ビブリオバトル



県の取組(一部)

読書活動ネットワークづくり交流会

長崎県の現状を知る



産婦人科の先生の実践発表



図書ボランティアの方の実践発表



二羽史裕先生の講話



グループ協議



5 学校等における子ども読書活動の推進

引き出そう！ 読みたい 知りたい 伝えたい

- 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
- 全職員、学校司書等による連携した図書館運営
- 公共図書館や図書ボランティアなどとの連携
- 図書委員会や図書部の子どもによる企画運営
- 長崎県読書バリアフリー推進計画に基づいた環境整備・充実

*** 読みたい本がいつも子どものそばにある ***

子どもと本をつなぐために

子どもに関わる大人がつながっていきましょう

本日の研修会への参加 ありがとうございます